



横浜市立山田小学校 いじめ防止基本方針

令和3年 4月 1日改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条より）をいう。

(2) いじめを防止するための基本理念

◆いじめの未然防止

いじめを許さない風土づくり、授業改善、基本的生活習慣や適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成 など

◆早期発見・早期対応

いじめを見逃さないための体制強化・教職員の情報交換、教育相談体制の充実、教職員の資質向上 など

◆適切な対処・措置

児童・保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化、組織的な対応 など

(3) いじめ防止基本方針の目的

いじめ防止基本方針は上記の方向性の具現化により、いじめの問題への対策を学校関係者すべてがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら学校および学校の子どもが住む地域全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で子どもの健全育成を図り、学校教育目標の実現とともにいじめのない社会を目指すことを目的とする。

2 「いじめ防止対策委員会」の設置及び組織的な取組

いじめ防止基本方針の目的を達成するために「いじめ防止対策委員会」を設置し、全職員の協働と、関係機関との連携を図ります。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師などの外部専門家の参加を求める。

(1)組織の構成

「いじめ防止対策委員会」は、校長が招集し、構成員は次の者とする。

- ・ 学校長 ・ 副校長 ・ 主幹教諭 ・ 児童支援専任 ・ 児童指導部 ・ 養護教諭
- ・ 特別支援コーディネーター ・ 関係児童の学年（担任）など

また、学校長は必要に応じて、心理や福祉等の専門家(学校カウンセラー、SSW)などの参加を要請する。

(2)組織の役割・活動内容

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置のいじめ事案のすべてを、担任や一部の教職員で抱え込むことなく組織的に対応するための中核を担う。定例としては、年間計画の作成、日常的な実態把握、研修の立案、PDCA サイクルでの取組の検証などを行う。また、いじめ事案発生や重大事態の発生時には、緊急対応として、情報の収集(調査)や記録、対応に関する役割分担の指示、外部機関、専門家との連携窓口を担う。

(3)年間計画

月	内 容	常 時 ・ 定 期
4月	年間計画の作成 児童理解・いじめ防止研修	・ いじめ防止対策委員会 ・ 職員会議、打ち合わせ ・ 特別支援教育推進委員会 ・ 学校運営協議会 ・ 職員研修
5月	Y-P アセスメントの実施・分析 Y-P 研修	
6月	アンケート実施	
7月	横浜子ども会議（中学校ブロック）	
8・9月	横浜子ども会議（都筑区）	
10月	Y-P アセスメントの実施・分析	
11月	アンケート実施	
12月	人権月間 人権デー いじめ防止月間	
1月	児童理解・いじめ防止研修	
2月	いじめ防止対策委員会	
3月	年間の振り返り	

(4)組織の運営

いじめ防止対策委員会は、原則として月1回以上、定期的を開催する。なお、いじめを認知した際は、直ちに委員会を開催する。

校長等の責任者は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 いじめ防止及び早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・教科等の学習の中でも豊かな心を育成するために授業改善に努める。
- ・体験活動や学校生活全体を通して思いやりの心、自己有用感を育てる。
- ・人権月間の取組や人権に関する話を聞く活動、道徳の学習を通して自分を振り返る力を高める。
- ・児童会活動等を通して、児童が主体的に「いじめをしない、させない、ゆるさない」という意識を高める取組を行えるように支援する。
- ・教職員の児童理解研修や人権研修を行い、教職員の意識、知識、指導力を高める。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。

(2) いじめの早期発見

児童支援専任を核とし、各担任、担当教諭がいじめに対する感度を高め、日常的に点検し、積極的な認知に努める。情報は複数教員で共有し、対応事案については「いじめ防止対策委員会」に報告する。担任は児童理解に努めるとともに、児童、保護者との良好な関係づくりにも努め、相談しやすい環境を作る。また、児童支援専任、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー等の教育相談を充実させる。

(3) いじめに対する措置

日常的に得られた情報を未然防止に生かし、いじめを認知した場合は児童支援専任を核として複数の職員で対応する。また、「いじめ防止対策委員会」が核となり、加害、被害の状況上に配慮しながら迅速かつ組織的に対応する。被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援を適切かつ継続的に行う。いじめの認知時に重大な状況、または犯罪性が予想される場合やそれらが認められる場合は、警察や関連機関への相談、支援要請等を行う。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

この状態に至るまで次の点に十分に留意しながら指導を継続して行っていく。

- ・対策委員会での情報共有
- ・全職員での見守り
- ・生徒・保護者との信頼関係の確立

(5) 教職員等への研修

児童理解研修やいじめ防止、対応に向けた研修など、年間計画をもとに校内研修を実施する。また、教育委員会が主催する児童理解および児童指導関係の研修にも積極的に参加する。

(6) 家庭や地域との連携

学校運営協議会や学校家庭地域連携事業実行委員会、中学校ブロックなどと情報交換を密にし、いじめ防止、早期発見に努める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに横浜市教育委員会に報告する。また、調査において明らかになった事実についても同教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査

学校は、重大事態への対処および同種の事態の発生の防止に資するため、「いじめ防止対策委員会」が中核となり、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、横浜市教育委員会の指示がある場合には、その指示のもと進めていく。

(4) 児童、保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実を、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に配慮し、公表ガイドラインに従い適切に提供する。

5 その他

- 学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。
- いじめ防止基本方針は、児童の健全な育成に資するため、必要があると認められた場合には、実態に合わせ改定し、改めて公表する。
- 参考資料
 - (1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）
 - (2) 「いじめの防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）